

**鹿児島県の高病原性鳥インフルエンザ発生
に伴う庁内連絡会議(持ち回り)**

日時：令和3年11月16日(火)
出席：知事、副知事、危機管理局
農林水産部、生活環境部

会議内容

- 1 鹿児島県の鳥インフルエンザ発生概要
- 2 国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況
- 3 国の対応
- 4 県内家きん農場への対応
- 5 野鳥及び愛玩鳥への対応
- 6 情報提供

鹿児島県の鳥インフルエンザ発生概要

	1例目(国内2例目)	2例目(国内3例目)
所在地	鹿児島県 出水市 平和町	鹿児島県 出水市 高尾野
飼養状況	採卵鶏 3万9千羽	採卵鶏 1万1千羽
経緯	<p>11/12 鶏がまとまって死亡との通報を受け農場に立入検査</p> <p>11/13 国の遺伝子検査により疑似患畜であることを確認(H5N1)</p>	<p>11/14 ・1例目から2.5km離れた農場 ・発生状況検査で死亡鶏5羽、衰弱鶏2羽を簡易検査 (死亡鶏5羽中2羽で簡易検査陽性)</p> <p>11/15 国の遺伝子検査により疑似患畜であることを確認(N亜型は検査中)</p>
鹿児島県の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・当該農場の飼養家さんの殺処分(11/14完了)及び埋却 ・移動制限 半径3km以内の区域(23農場 91万1千羽) ・搬出制限 半径3~10kmの区域(96農場 461万羽) ・制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施 ・主要道路に消毒ポイントを設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該農場の飼養家さんの殺処分及び埋却 ・移動制限 半径3km以内の区域(25農場) ・搬出制限 半径3~10kmの区域(93農場) ・制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施 ・主要道路に消毒ポイントを設置

国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

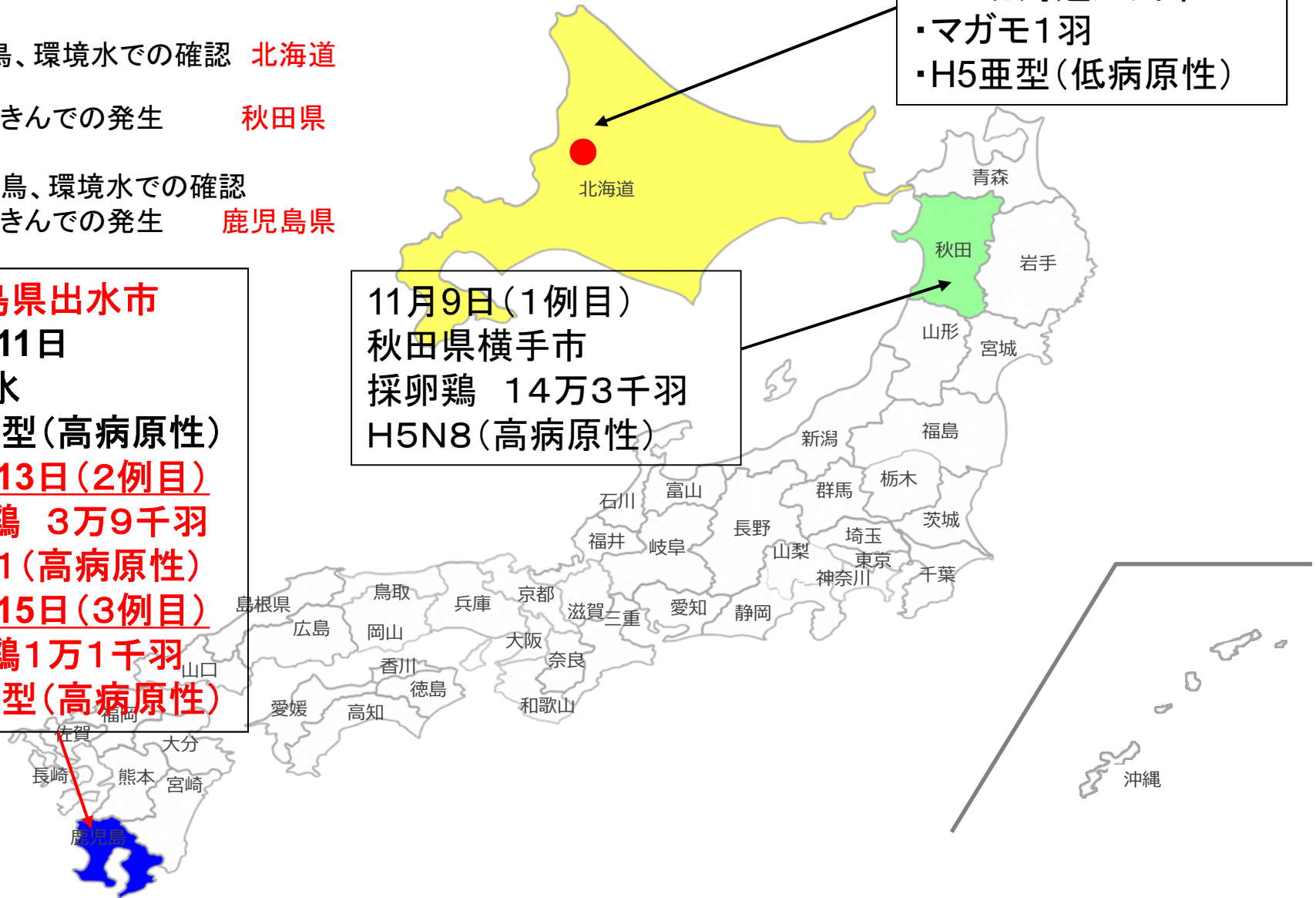
【国内の鳥インフルエンザ発生状況】令和3年11月15日現在

- 野鳥、環境水での確認 北海道
- 家きんでの発生 秋田県
- 野鳥、環境水での確認
家きんでの発生 鹿児島県

10月26日
北海道旭川市
・マガモ1羽
・H5亜型(低病原性)

鹿児島県出水市
・11月11日
環境水
H5亜型(高病原性)
・11月13日(2例目)
採卵鶏 3万9千羽
H5N1(高病原性)
・11月15日(3例目)
採卵鶏1万1千羽
H5亜型(高病原性)

11月9日(1例目)
秋田県横手市
採卵鶏 14万3千羽
H5N8(高病原性)



国の対応

- 1 鹿児島県に政務官を派遣
- 2 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る
- 3 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行うため、農林水産省等の専門家を現地に派遣
- 4 鹿児島県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、「緊急支援チーム」を派遣
- 5 「疫学調査チーム」を派遣
- 6 全都道府県に注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導

県内家さん農場への対応

- 1 発生情報の周知(養鶏場78戸、市町村、学校、福祉施設等)
- 2 県内全養鶏農場へ注意喚起と聞き取り実施
 - ・鹿児島県の発生農場と本県農場は疫学関連無し
- 3 全78養鶏農場に対して注意喚起及びパンフレットによる具体的な野生動物対策(ネズミ等の小動物侵入防止対策)と飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導
 - 防鳥ネットの一部破損や手指消毒の不徹底が確認された
 - 直ちに、防鳥ネットの補修や手指消毒薬の設置を指導し改善済
- 4 発生に備えた初動防疫体制の再チェック
 - ・発生時の動員計画と防疫対応を78農場ごとに作成済
 - 総合事務所単位での防疫演習を開催
(11/10東部地域振興事務所、11/17中部総合事務所、11/18西部総合事務所)
- 5 動画による本庁一般動員者向けの防疫作業研修の実施
 - ・11/12 全庁に配信済

野鳥及び愛玩鳥への対応

☆鹿児島県出水市における環境水からの鳥インフルエンザウイルス検出により、野鳥等のサーベイランスを実施中

○糞便等調査

- ・今シーズンから鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、期間を通して糞便及び環境水調査を実施(11/16~)
- ・県内3カ所の渡り鳥が多く集まる湖沼において、実施予定

月	11	12	1	2	3	4
日光地区						
東郷池	← 毎月実施 →				流行状況により検討	
米子水鳥公園						

- 渡り鳥が集まる県内河川、湖沼等の県内68カ所(東部31、中部8、西部29)の監視を実施中

情報提供

1 県民への情報提供等

- 野鳥関係団体、関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
- ホームページ等で野鳥等との接し方や異常な野鳥等の通報体制についても周知徹底

※11/2～11/12 鳥インフルエンザ相談件数 5件(東部:0件、中部:1件、西部:4件)

The screenshot shows the Iwate Prefecture website with a navigation menu and a main content area. The main content area is titled "高病原性鳥インフルエンザ(野鳥)" and includes a "県民の皆様へのメッセージ" section. The message is dated November 11, 2021, and discusses the detection of HPAI in wild birds in Iwate Prefecture and the corresponding measures taken, such as increasing surveillance and providing guidance to the public. The guidance includes avoiding contact with wild birds, washing hands, and reporting any unusual wild birds to the local environmental construction office.

鳥取県
National Prefecture Web Site

お問い合わせ 使い方 サイトマップ RSS

テーマでさがす 県の紹介 新着情報 ネットで手続 県政情報 組織と仕事 県外の方へ

「みどりの愛護」のページ
もどる
第30回全国「みどりの愛護」のつどい
「鳥取県みどりの伝道師」制度について

豊かな自然を満喫！
とっとり「山の日」ページ
とっとり横断ロングトレイル

緑のまちづくり
もどる
緑のまちづくり
第30回全国「みどりの愛護」のつどい
第30回全国都市緑化

高病原性鳥インフルエンザ(野鳥)

県民の皆様へのメッセージ

(令和3年11月11日更新)

■11月2日に韓国の野鳥で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認され、国内においても11月10日に秋田県の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生、11月11日に鹿児島県で採取された環境水(水鳥の糞便が落ちているねぐら等の水)から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出され、全国の野鳥サーベイランスの対応レベルが引き上げられました。そのため、県では野鳥の監視を強化しています。

■鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- ・野鳥を素手で触らないでください。
- ・野鳥や鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

高病原性鳥インフルエンザへの対応(県ポータルサイト)

2 その他愛玩鳥(家きんを除く)飼育者への情報提供

- 動物取扱業者等への情報提供と注意喚起

対応窓口

(24時間対応しています。)

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979	(夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7247	(//)
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3275	(夜間休日 0858-22-8141)
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628	(夜間休日 0859-34-6211)

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240	(夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341	(//)
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140	(//)

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552	(夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117	(夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321	(夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532	(ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145	(//)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317	(//)

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8663
------	--------------

県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
 - ・野鳥を素手で触らないでください。
 - ・野鳥や野鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
 - ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。
- ※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥
- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排泄物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。
- 迅速で正確な情報提供を行ってまいりますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。